

熊本県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年（2022年）6月2日から7月20日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年（2023年）2月24日

熊本県監査委員 藤井 一 恵
 同 竹 中 潮
 同 高 木 健 次
 同 増 永 慎一郎

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
<p>県央広域 本部税務 部</p>	<p>(個人情報取扱いについて) 個人情報の漏えい事案が2件発生している。</p> <p>(1)滞納者に係る給与照会の際、DV等支援対象者であるか否かの確認をせず、その方の住所が記載された文書を第三者に送付した。</p> <p>(2)A氏の自動車税口座振替納税通知書の返戻処理において、氏名および生年月日が同一であるB氏へ再発送し、A氏の税額、銀行、支店、口座番号の一部等が漏えいした。</p> <p>熊本県個人情報保護条例に基づき、個人情報の適切な管理を行うこと。</p>	<p>(1) 給与照会、金融機関調査の際には、必ず住民票を取得し、DV等支援対象者の確認を確実に行う。</p> <p>令和3年9月27日付税第304号「県税徴収業務の適正な執行について」(通知)の内容を会議、研修を通じて周知し、個人情報の適切な取扱いの徹底を図っている。</p> <p>(2) 住基ネットでの検索に際しては、「漢字氏名、よみがな、生年月日、異動時期」の4点の確認を徹底し、封かん前にもその4点を再度確認したうえで発送することとした。</p>
<p>県央広域 本部宇城 地域振興 局</p>	<p>(河川敷占用料の債権管理について) 河川敷占用料の未収金について、的確な債権管理がなされておらず、徴収対策が十分でないものがある。</p> <p>未収金について、的確な債権管理を行うとともに、本庁所管課とも連携のうえ未収金の解消に努めること。</p>	<p>時効により消滅した債権については、令和4年9月14日付け不納欠損処分を経て、債権管理手続は完了。</p> <p>今後の再発防止策として、債権発生から時効までの進捗管理表を作成し、未収金整理カードに添付するとともに、毎月、班長・課長による進捗状況確認を実施し、的確な債権管理を行う。</p> <p>また、徴収困難案件が発生した場合には、本庁所管課である河川課とも十分協議を行い、未収金の早期解消に努める。</p>

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
<p>県央広域 本部上益 城地域振 興局</p>	<p>(特殊勤務手当について) 感染症防疫作業手当について、支給対象者に年度内に支給していないものがある。 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>・年度内に支給しなかった分については、人事課に勤務実績報告書を提出し、令和4年度の8月給与で支給済。 ・事務処理については、これまで総務振興課が行っていた局全体の勤務実績報告を、令和3年8月から、職員の勤務状況が把握できる各所属の職員が確認・報告する体制に改善した。 ・具体的には、庶務事務システムで全ての申請画面を確認し、当該画面を印刷したものを決裁に添付して、実績報告漏れがないかを複数職員によりチェックを行う方法に変更した。</p>
<p>県南広域 本部八代 地域振興 局</p>	<p>(債権差押取立金の誤納入について) 債権差押取立金について、完納しているにもかかわらず差押解除通知を行わなかったことから、誤納入させているものがある。 適正な滞納処分の実施に努めること。</p>	<p>・差押解除を行い、債権者には誤入金分を還付した。 ・再発防止策として次の取組を徹底する。 (1)差押中債権の定期チェック ①地区担当及び担当班長は「継続的な収入となる債権」を差し押さえている場合、新県税システムの「経過記録」欄等を活用し、給付予定の時期等の節目に差押及び差押解除の状況を確認する。 ②差押主査は、差押管理台帳に「継続的な収入となる債権」の登録がある場合、定期的に給付の時期、配当日、充当日及び解除日等の欄のチェックを行い、記載内容に疑義がある場合、地区担当に確認を行う。 (2)適正・迅速な解除手続 差押中の債権が、完納・差押替え等により、差押解除の要件に該当することとなった場合、地区担当者は、速やかに解除の手続きを行い、担当班長に報告する。 なお、差押前の調査及び確認の際、地区担当は、差押を実施する前に当該債権の性質、給付の回数、給付の時期について調査を行い、班長にその結果を報告して、差押を実施する。併せて差押管理台帳の備考欄に、その3項目を記入し、管理を行う。</p>

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
県南広域 本部八代 地域振興 局	<p>(源泉所得税未徴収に係る不納付加算税等の支払について)</p> <p>業務委託契約に基づき支払った委託料について、所得税の源泉徴収を要するところ、これがなされず、源泉徴収義務者として県が不納付加算税及び延滞税を支出している。</p> <p>源泉徴収に当たっては、適正な事務処理を行い、組織的なチェックを徹底すること。</p>	<p>総務課経理出納班は、落札者が個人事業主の場合は、源泉徴収の必要性について事業担当課と情報共有し、契約時に、総務課経理出納班員が相手方に対し源泉徴収について説明する。さらに、契約書に付箋等を貼り、その旨を記載することで支払いの際に源泉徴収漏れを防ぐ。</p> <p>なお、源泉徴収制度の取扱いについて以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署が実施する源泉徴収事業者への説明会に積極的に参加し、理解を深める。 ・平成30年11月30日付け会第460号「源泉徴収事務の適正な執行と源泉所得税等の徴収の徹底について」(通知)を経理出納班の共有フォルダーに掲載して共有し、その内容について研修を通じて周知し、適切な取扱いを徹底する。(令和3年7月19日に研修実施済)
	<p>(委託料の支払遅延について)</p> <p>原子爆弾被爆者等健康診断業務委託料について、支払手続きが遅れ、延滞損害金が発生している。</p> <p>支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払い漏れの防止に努めること。</p>	<p>所属として、支出管理票を作成し、事業実施の起案時に実施日、支出先及び支出額を把握し、支出の進捗管理を徹底していく。</p>

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
県南広域 本部球磨 地域振興 局	<p>(職員の交通法規違反について)</p> <p>私用中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>○交通安全意識の高揚に向けた取組を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・球磨局作成の「飲酒運転防止等取組み10カ条」の周知徹底(4月局議、各執務室内にも掲示) ・局職員の事故・違反情報等の共有と注意喚起(局議毎) ・人吉警察署員を講師とする飲酒運転防止等交通法令遵守及び綱紀保持に関する局内研修会等交通安全に関する研修の実施(令和3年12月、令和4年1月、9月) ・局職員による交通安全メッセージの庁内放送(毎週月曜日昼休み) ・局内無事故・無違反コンテストの開催 ・「飲酒運転しない」宣言書への記載 <p>○交通法規違反防止策を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張時におけるアルコールチェッカーを用いた飲酒の有無の確認 ・懇親会の会場へ自家用車を持ち込まない等の徹底
	<p>(公用車の毀損について)</p> <p>公用車による過失割合が高く、毀損額が大きい物損事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>○交通安全意識の高揚に向けた取組を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・球磨局作成の「飲酒運転防止等取組み10カ条」の周知徹底(4月局議、各執務室内にも掲示) ・局職員の事故・違反情報等の共有と注意喚起(局議毎) ・人吉警察署員を講師とする飲酒運転防止等交通法令遵守及び綱紀保持に関する局内研修会等交通安全に関する研修の実施(令和3年12月、令和4年1月、9月) ・局職員による交通安全メッセージの庁内放送(毎週月曜日昼休み) ・局内無事故・無違反コンテストの開催 <p>○交通事故防止策を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車不足による他課所有車(ノーマルタイヤ)の利用が冬季におけるスリップの一因となっており、業務に見合う台数の確保(事故発生課所属4台→6台に増)と季節に応じたタイヤ交換を徹底。

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
天草広域 本部天草 地域振興 局	<p>(職員の交通法規違反について) 私用中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>交通事故・違反を未然に防ぐため次の取組を継続的に行い、交通安全への意識向上と注意喚起を図っている。</p> <p>①全職員参加の交通安全研修の実施 DVD 視聴、警察署講話及びグループディスカッション等全職員を対象とした交通安全研修を年3回実施し、飲酒運転防止をテーマのひとつとしている。 なお、令和4年度は組織としての取組を強化する観点から班長以上を対象とした研修を実施した。</p> <p>②運転前後の酒気帯び確認の前倒し(アルコール検知器使用) 道路交通法施行規則の一部改正に伴い義務化予定のアルコール検知器使用による確認を前倒して、令和4年6月から全所属で実施している。</p> <p>③全職員による飲酒運転再発防止策の提案 職員から提案のあった再発防止策を所属毎にとりまとめ、所属ルールとして職員で共有のうえ、課内に掲示している。</p> <p>④職員による交通安全館内放送の実施 毎週各所属持ち回りで職員個人のヒヤリハット体験や日頃の交通安全意識を紹介するなどの放送を行うことでリスクを共有し、注意喚起している。</p> <p>⑤職員提案の交通安全標語及び無事故・無違反継続期間の庁内掲示 提案された交通安全標語は公用車内に掲示するとともに、毎日更新する無事故・無違反継続期間と併せて職員出入口に掲示し注意喚起している。</p> <p>⑥「180日間無事故・無違反コンクール」(天草地区安全運転管理者等協議会主催)への参加 事業所として交通安全の模範となれるよう地元協議会が行うコンクールへの積極的な参加を呼びかけ、9割の職員が参加した。</p>